

第 10 回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議 会議録

日時：平成 24 年 3 月 16 日(金)午後 1 時 30 分～午後 3 時

場所：大阪市役所 地下 1 階 第 11 共通会議室

九星市民局総務課長：ただ今から、第 10 回「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」を開催いたします。

議題に入る前に、報告を致します。本会は、これまで、「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」と称していましたが、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する付属機関としての審議会や、委員会等と区別するために、名称を「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」とし、「委員長」の名称も「座長」へと変更しました。この点についてはすでに各委員に説明し、ご了承を頂いていますことをご報告いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。阪井座長よりよろしくお願いいたします。

阪井座長：ただいまから議事に入ります。本日の会議については、公開としています。

会議概要の作成ならびにホームページでの公表については、事務局で行っていただきます。現在、傍聴者は 1 名です。

地対財特法期限後の事業等の見直しについては、一昨年 3 月の第 8 回監理委員会における論議を通じて、平成 21 年度末をもって完了を確認しましたが、債権回収など継続して取り組む課題の進捗管理を行う必要があり、委員の任期が 2 年間延長されましたが、本年度末をもちまして 2 年間の任期を満了します。

そのことを確認して、まず、奨学金の債権処理等、継続して取り組むとされた項目の進捗状況について、説明をお願いします。

杉本市民局長：市民局長の杉本です。地対財特法期限後の事業等の見直しについては、平成 21 年度末で完了したところですが、債権回収など継続して取り組むべき課題の進捗管理のために、この「見直し監理会議」でお諮りし、委員の任期を 2 年間延長させていただいたところです。本日、「第 10 回見直し監理会議」を開催させていただきましたが、各委員においては、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

それでは議題の〔1〕として、見直しを完了した後、債権回収など継続して進捗管理を行ってきた課題について、最初に、「高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等に係る市有財産の有償化」の取り組み状況について、それぞれ報告、説明致します。その後引き続いて、その他の貸付金、「大阪府地域支援人権金融公社貸付金」「部落解放消費生活協同組合貸付金」「同和更生生業資金貸付金」の取り組み状況について、それぞれの報告、説明致します。

荻野教育委員会教育次長：教育次長兼教育委員会事務局総務部長の荻野です。高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理について説明致します。

まず、経過についてですが、平成 22 年 5 月に「奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例」を大阪市会で可決・公布し、関係条例・規則等を改正・制定し、同年 11 月に施行しました。

この条例等で定められた内容については、「地対財特法」の法期限である平成 13 年度以前に返還の始期を迎え、人材養成奨励事業による償還補助の対象となっていた方について、返還免除対象者の方ですが、申請により返還期限を延長して、所得審査の上、生活保護基準の 1.5 倍以下の場合は 5 年間の国基準免除、それを超える場合は 1 年間の市基準免除を行い、この手続を繰り返すことにより、債務を消滅させるものです。一方、平成 13 年度以前に返還の始期を迎えたが、人材養成奨励事業による償還補助の対象となっていなかった方、及び平成 14 年度以後に返還の始期を迎えた方、いわゆる返還免除非対象者の方については、申請により国基準免除に該当する場合を除いて、返還期限を延長した上で返還していただくというのが大きな枠組みです。

債権管理については、高等学校等奨学金は教育委員会事務局が、大学奨学金は健康福祉局ですが、統一的な債権管理を行うために、奨学金債権管理グループを立ち上げて、一元的な管理を行っています。

次に、借受者数と債権金額についてですが、新条例を施行して、奨学金の債権処理を開始した平成 22 年 11 月時点では、高等学校等及び大学を合わせて、返還免除対象者が 3,805 人で 25 億 8,300 万円、返還免除非対象者が 1,255 人で 15 億 3,400 万円、合計 5,060 人、41 億 1,800 万円でしたが、平成 24 年 2 月末現在では、返還免除対象者が 3,566 人、18 億 9,000 万円、返還免除非対象者が 1,229 人、13 億 8,600 万円、合計 4,795 人、32 億 7,700 万円となっております。差し引き、返還免除対象者が 239 人、6 億 9,300 万円の減、返還免除非対象者が 26 人、1 億 4,800 万円の減、合計 265 人、8 億 4,100 万円の減となっております。債権総額で、当初より 20.4%の減、20 年かけて償却する債権の約 2 割の償却を完了している状況です。

続いて、平成 24 年 2 月末現在の債権処理状況について、まず返還免除対象者の方ですが、借受者の保護者を基本として、平成 22 年 11 月末から平成 23 年 1 月末までの間に、順次、説明文書を送付し、平成 23 年 4 月から 6 月に、申請手続きの催促文書及び連絡のない方への連絡文書を 3 回にわたり送付致しました。個別相談会を地区ごとに延べ 45 回開催しました。また、連絡文書送付後に連絡のない方に説明文書を送付するとともに、まだ申請のない方全員に、手続きを促す文書を送付しています。この間、電話でのお問い合わせや面談を希望される場合には、個別に面談等により説明しています。居所不明者に対して居所調査を随時実施し、判明次第、説明文書等を送付しました。

こうした結果、平成 24 年 2 月末現在、返還免除対象者の 99.7%の方に説明文書を送付済みであり、そのうち、83.1%の方から返還期限の変更及び免除の申請書を受領しており、免除要件を審査し、79.5%の方に返還免除を決定しております。返還免

除対象者のうち、0.4%の方が、任意に返還されています。

返還免除対象者の約8割の方は、申請手続きが完了していますが、今後とも、まだ申請されていない方に対する働きかけを行い、できる限り申請率が100%に近くなるよう努力してまいります。

次に、返還免除非対象者の方には、保護者を基本として、平成22年11月末から連絡文書を送付し、連絡のあった方について訪問等により説明文書を届けました。平成23年4月からは、奨学金債権管理グループを立ち上げ、訪問等による個別説明を実施し、また、説明文書等を届けたが申請のない方に対して手続を促す文書を、全く連絡のない方への連絡文書をそれぞれ3回にわたり送付しました。さらに、平成23年7月には、連絡文書送付後連絡がない方に説明文書を送付しました。

この奨学金債権は、20年の年賦均等払いで返還する私法上の債権で、期限の定めがあることから、消滅時効は民法の規定により、20分の1の支払債権ごとに、各納期限の翌日から10年となっています。各支払債権の納期限は、当該年度の翌年の9月30日となります。したがって平成12年度分の奨学金債権は、平成13年9月30日が納期限ですから10年後の平成23年9月30日に消滅時効を迎えることから、その時効を中断して、債権を保全する必要があります。時効の中断には、債務者の承認か債権者の請求が必要です。奨学金の返済や返還期限変更申請又は返還免除申請があれば、債務承認としてその時点で時効が中断しますが、返済又は申請がなければ債権者が訴訟の提起、支払督促の申立てなど法律上の請求を債務者本人に対して行わなければ効力がありません。

本市としては、借受者が理解のうえ申請手続を取っていただくことが望ましいと思っており、平成23年9月に民法上の催告を行い、時効期間を6箇月延長させた上で、12月末日を期限として返済又は申請を促した上で、それでも債務承認がない方に対して、平成24年1月から支払督促の申立て等の法的措置を実施して、時効の中断及び債権回収を行いました。

この催告やその後の法的措置は、債務者本人に対して行う必要があることから、人権上の問題を生じさせないよう慎重な配慮が求められます。平成23年9月に本人に対して内容証明で催告書を送付する際にも、本人限定受取郵便としました。

また、電話や面談ができた方の多くが申請をしましたが、連絡がない方や申請をされない方には、10月から12月にかけて3回にわたり、催促文書を送り、申請等の債務承認をする場合としない場合のメリット・デメリットについて、また、遅延利息の概算額等を示すなど具体的に分かりやすい文面でお知らせしました。

時効中断対象者以外の返還免除非対象者で未申請の方にも、平成23年12月から平成24年1月にかけて、申請手続を促す文書を送付しています。併せて、居所不明者に対しては、居所調査を随時実施し、判明次第、説明文書等を送付しています。

こうした取り組みの結果、平成24年2月末現在で高校・大学を合わせて、返還免除対象者の97.9%に説明文書を送付済みであり、そのうち、47.2%の方から返還期限の変更及び免除の申請書を受領しており、免除要件を審査し、33.2%の方に返還免除決定を行い、決定通知書を送付したところです。また、5.3%、63の方が、一括

又は分割払いで返還をしていただいています。

返還免除対象者の約 5 割の方は、申請手続が完了していますが、今後とも、まだ申請されていない方に対する働きかけを行い、できる限り申請率を高め、国基準免除又は返還による債権償却に努めます。

時効中断、債権保全・回収のための法的措置の実施状況ですが、189 名の債務者に対して平成 23 年 9 月に催告書を送付した結果、134 名が催告の期限である 12 月末日までに返済又は申請書提出による債務承認を行っていただきましたが、55 名の方には、手続きをしていただけませんでした。そのため、平成 24 年 1 月から、50 名の借受者に対して大阪簡易裁判所に支払督促の申立てを行い、納期限が到来した平成 22 年度分までの未返還額及び遅延損害金の支払いを求めました。この 50 名に対する支払督促申立て状況ですが、うち 1 名は債務者が未返還額全額及び遅延損害金を一括返済されたので支払督促を取り下げています。16 名は 2 週間以内に督促異議がなされなかったため仮執行宣言を申し立てています。また、19 名は債務者から督促異議が申し立てられ、訴訟に移行しています。督促異議を申し立てられた多くの方は、分割払いなど話し合いによる解決を希望していますので、今後裁判所において和解協議を行うことになると考えられます。その他、14 名は、債務者への送達が不在留め置き、あるいは期間満了で裁判所に返送されたケースなどで、裁判所に対して再送達の上申を行っています。残る 5 名の方は、大阪市域外に居住している方で、支払督促ではその居住地を管轄する簡易裁判所への申立てになり、督促異議がなされた場合の訴訟も当該遠隔地の裁判所の管轄となるため、費用面や訴訟遂行上の支障があるので、直接訴訟を提起しています。持参債務に係る貸金返還訴訟請求は、債権者の住所地を管轄する裁判所に提起できるので、この方法で訴訟を提起したものです。

奨学金の債権処理に係る今後の進め方ですが、返還免除対象者及び返還免除対象者ともに返還免除等の申請を行っていない借受者や保護者の方に、引き続き文書、電話、面会により申請書を提出いただくよう働きかけてまいります。

とくに返還免除対象者の方には、申請をしていないために最終的に返還を求められることにならないように、まず保護者の方の自宅を順次戸別訪問して説明するよう考えています。

平成 24 年度以降も、返還免除等の申請のない方のうち、債権の時効期間を迎える方には、催告、支払督促、訴訟など、時効中断による債権保全及び回収のための取組みを進め、できるだけ法的措置を回避できるようアプローチしていきたいと考えています。

さまざまな取組みを行うにあたり、借受者や保護者の方々のプライバシーに十分配慮しつつ、丁寧な説明によりご理解とご協力を得るように努めてまいります。

最後に、奨学金の債権処理の進捗状況については、毎年、随時監査等の措置状況を大阪市監査委員へ報告するほか、未収債権の処理状況等を大阪市債権回収対策会議に報告し審議いただき、その結果は、大阪市公報やホームページ等で公表されることになっています。こうした報告や市民への公表を通じて、今後とも法令に則っ

た適切かつ確実な債権の保全、管理及び回収に努めてまいりたいと考えています。
説明は以上です。

飯田市民局人権室長：市民局人権室長の飯田です。私から「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」について、説明いたします。

大阪市人権協会に管理委託していた「駐車場として管理運営しているものを含む未利用地等」については、「見直し方針」において「大阪市人権協会に委託している未利用地については、今後策定する全市的な未利用地の活用処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくものとし、それまでは暫定的な措置として、引き続き大阪市人権協会への委託を継続する。」こととしました。この「見直し方針」に基づいて、見直しを進めた結果、「見直しの経過及び結果」にありますように、「未利用地等については、大阪市未利用地活用方針に基づき計画的に縮小することとされていることから、平成 22 年 3 月に確定した具体活用策に基づき、処分するものについては売却手続きを進め、引き続き駐車場として活用するものについては、人権協会への管理委託は平成 22 年度末までとし、平成 23 年度からの事業者は平成 22 年度中に一般競争入札により選定する」とし、平成 21 年度末をもって見直しを完了したところです。その後、平成 22 年度末をもって、大阪市人権協会への管理委託は全て終了しています。

管理委託の終了した未利用地の今後の活用方策ですが、合計 44 件管理委託していました未利用地のうち、36 件は売却を検討し、残りの 8 件については事業化する予定です。

売却予定の 36 件の未利用地のうち 2 件は、1 月に入札を実施しています。1 件については本日、入札を実施するに至っています。また、2 件については、新たに事業者を公募して暫定駐車場として利用しています。残りの未利用地については、売却に向けて測量や境界確定協議など作業を進めています。

また、事業化予定の 8 件のうち 1 件は、既に市営住宅付帯駐車場としており、残りの用地についても事業化に向けた作業を進めています。

今後は、大阪市未利用地活用方針及び活用方策に沿いまして、計画的かつ精力的に、未利用地の売却または事業化に向けた作業を進めてまいります。進捗状況については「大阪市未利用地活用方針」に基づき、ホームページ等により公表してまいります。説明は以上です。

藪本健康福祉局生活福祉部長：健康福祉局生活福祉部長の藪本です。「共同浴場に係る市有財産の有償化」について説明します。

共同浴場は昭和 43 年の大阪市同和対策審議会答申に基づき整備を進め、平成 13 年度まで上下水道料金の免除や重油燃料購入助成などの運営助成を行ってきました。

また、自主的な運営に向けて、建て替え等にあたっては運営主体に対する整備補助を実施しながら統廃合を進めるとともに、平成 14 年度からは 3 年間に限定して経営安定化の運営補助を実施し、段階的に縮小しながら自立した運営を促進させ、平

成 16 年度からは運営主体による自主運営に移行しました。

「見直し方針」において、引き続き活用していくものとして共同浴場 13 か所・理髪館 1 か所、計 14 か所を有償化の対象として取り組みを進めてきました。

共同浴場の運営主体に対して、有償化方策とともに、売却価格や賃料・保証金など有償化にかかる基本的条件を説明し、それぞれの意向を集約した結果、平成 22 年 3 月時点において、有償譲渡の方向で検討したところ 3 か所、有償貸し付けの方向で検討するとしたところが 9 か所、安定した経営の見通しが立たず廃止を視野に入れて検討としたところが 2 か所でした。

その後、当初は有償化の方向で検討していた共同浴場についても、経営見通しを再精査した結果、有償化困難となった共同浴場については、共同浴場の利用廃止を粘り強く求めてきました。

有償譲渡予定であった 3 か所のうち、1 か所は予定通り、有償譲渡が完了しました。1 か所は利用廃止した後、今年度に未利用地として売却いたしました。残りの 1 か所は経営を断念し、今月末までに利用廃止することを決めています。

また、有償貸付予定であった 9 か所のうち、7 か所については今年度までに有償化契約の締結を完了しており、残りの 2 か所のうち、1 か所の理髪館及び 1 か所の共同浴場については、既に利用廃止済みとなっています。

有償貸付とした共同浴場については、引き続き適正に財産管理を行うとともに、利用廃止した共同浴場については、本市の「未利用地活用方針」に基づき処分してまいりたいと考えています。説明は以上です。

阪井座長：以上の説明に対して、委員の皆さんからご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。最初にご説明いただいた「高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理」について、なにか意見、質問ございませんか。

松下委員：奨学金の債権処理の問題について、意見というか、お願いを申し上げたい。

この問題は本当に難しい課題であります。条例の整備や債権管理の体制も整備されて、これまで地道に取り組んでこられたことがよくわかりました。まだまだ長期にわたり、これからの奨学金の免除、あるいは、返還にむけての取り組みを進めるなかで、いろいろ苦労はあると思いますが、老婆心ながら人権上の問題がおきないように丁寧な説明、対応に心がけていただきたいと思います。

細見委員：私も、松下さんの意見に賛成です。教えていただきたいことが二つあります。奨学金の債権処理状況で、返還免除対象者からの、免除申請書受理が 8 割位です。返還免除決定されているが、返還免除非対象者の方からは、申請書受理の割合が非常に少ないですが、この数字からどういうことが考えられますか。

もう一つは、債権処理の今後の進め方に係わって、返還免除対象者は 8 割、それから非対象者は 5 割くらいとなっていますが、今後どれぐらいの見通しで、あるいは何年くらいで見通しがつくのでしょうか。

荻野教育委員会教育次長：返還免除非対象者の方については、もともと奨学金を借り受けられたときに返還しなくてもいいという前提で借りた方が、今回、条例により返還いただくことになりましたので、その辺の理解がいただけてないことがあり、返還免除対象者の方に比べて取り組みが進んでいないという現状にあります。

それから、先の見通しですが、今日の取り組みに理解をいただいて返還していただける、あるいは免除手続きをしていただければ、今後はその手続きの繰り返しとなります。ただ、国基準免除については、5年ごとに審査を行う必要がありますので、その時々で、審査を行っていく必要がありますので、最長20年はかかることになります。

ご意見をいただきました、人権上の配慮については、これまでも、まず保護者の方にアプローチをしたうえで、最終的に本人に直接アプローチをする必要がある場合についても、郵便物の届け方等についても最大限の配慮を行ったうえで、プライバシーには十分配慮していきたいと考えています。

阪井座長：他にありますか。

細見委員：役所から申請書あるいは説明文書なり、そういう書類が届けられたとき、それを理解して対応することが難しいような年代の方もいると思うのですが、どのようにして、分かりやすいものになっているのですか。

荻野教育委員会教育次長：手続きの書類については、文字で記した文書だけでなく、例えばフローチャートのような形で、分かりやすく説明するような文書も送付しています。また、文書には連絡先をきちんと書き、不明な点があれば、こちらに連絡していただければ、直接説明にお伺いすることを夜間も含めて、対応をしています。

阪井委員：次の「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」について、ご意見や質問ございますか。

細見委員：方針に基づいて、透明性を担保する形でやっていただいていることがよくわかります。それから、土地とかそれに関連する住民との話し合いをしながら、やっていただいている、これは共同浴場の場合もそうですが、透明性を担保したアプローチの仕方だと思いました。

少し気がかりなのは、土地が各局の管理となるが、それをこれから売却なり事業化なりしていくということだが、あまりに個々の局が持っているとなれば、全体的な状況が分かりにくいような気がします。今後、そういう垣根を取り払い、事業化や売却に向けて取り組むにはどうしたらいいのかなと思いました。

飯田市民局人権室長：今、委員からのご指摘には、二点あると思います。一点目は従来から大阪市の各局がいろんな未利用地を管理していますが、それをトータルに管理し

ていく必要があることから、平成 18 年以降、契約管財局を中心に設置された資産流動化プロジェクトチームとか、あるいは土地流動化委員会において議論された結果、「大阪市未利用地活用方針」が作られました。人権協会の管理委託に関わる未利用地についても、この「活用方針」の中で取り扱っており、全体的な状況は大阪市総体として、公表も含めてこの場で管理されています。

また、個々の土地を十分に把握するのは当然として、今後それをトータルにどう把握していくのかという点で、新しい市政改革の流れが進みつつありますが、その中で区役所をこれからの市政の中心においていこうと、区長を中心に、それぞれの区の中にある未利用地というのを把握して、その区のまちづくりに資するように、まちづくりに活かせる分は活かしていく、という新しい動きがございます。そういう二点の観点でこれからしっかりと管理ができと思っています。

阪井座長：それでは「共同浴場等にかかる市有財産の有償化」についてご意見、ご質問ございますか。

細見委員：共同浴場の有償貸付では、いろんな団体、NPOなどがトライしていますが、風呂をめくり、まちづくりの中でそういう形でやってみたいというような動きなのでしょうか。

鉸本健康福祉局生活福祉部長：賃貸借契約の相手方が、いろんな法人にまたがっているというご趣旨でご質問いただいたと思いますが、有償化にあたりまして、共同浴場の運営主体は個人ではなくて法人にお願いをしており、それぞれ地域の運営主体がその地域の適切な法人と調整をしていただいて、その法人が契約の相手方になっていただいたものです。個別には、必ずしも把握しているわけではありませんが、例えば地域振興を目的とした法人とか、福祉にウエイトをおいた法人ですので、今後共同浴場というのは、やっぱり利用者に高齢者が多いといった状況にあり委員ご指摘のように、地域に根ざした活動をしていかなければならないと、考えていただけていると思います。

阪井座長：続きまして、その他の貸付金にかかる課題の進捗状況について報告をお願いします。

川嶋経済局金融課長：経済局産業振興部金融課長の川嶋です。(財)大阪府地域支援人権金融公社への貸付金については、その前身である、(財)大阪府同和金融公社の同和地区産業の経営者向け事業資金融資の原資として貸付を行ってきたものです。

(財)大阪府同和金融公社は、平成 15 年 4 月に(財)大阪府地域支援人権金融公社に改組され、現在に至っています。本財団法人の設立にあたり、大阪府と本市が支援に取り組み、また貸付金の支援でも府市が関わり、事業を府下一円で行うことから、その支援金額においても府が主導的な役割を果たしてきました。

公社への貸付金は、平成 3 年度から計画的に返済を受けてきたところであり、この貸付金の見直しについては、平成 22 年 3 月の時点で、平成 23 年度まで決まっていた返済計画に基づき、引き続き着実に返済を受けること、引き続き全額の返済を求めるために、24 年度以降の返済計画を 23 年度中に策定するという方向で承認いただいたところです。

今後の返済計画についてですが、計画策定の目標年度の 1 年前倒しを行うことができ、平成 22 年度末に公社と本市との間で、完済までの年度ごとの返済計画を明記した準消費貸借契約書を締結したところです。

これまで公社に対して、昭和 44 年度から昭和 60 年度に総額 29 億 9,161 万 9 千円の貸付を行ってきました。貸付金の償還状況については、年度ごとに返済額の多寡はありますが、返済計画に基づき現在まで累計約 15 億 3,000 万円の返済を受け、今年度末時点の残高は 14 億 5,809 万 6 千円となる見込みです。

今後は、公社との間で締結した準消費貸借契約書に基づき、引き続き貸付金の完済に向けて、計画的に返済を受けてまいります。24 年度は 4 億 5,300 万円余、25 年度以降は、毎年 3,800 万円余の償還を受け、平成 50 年度に完済する予定となっています。

本公社は、独立した財団法人として、自律的な運営を行っていますが、平成 15 年 4 月の改組を契機に、広く大阪府民を対象にして、大阪府内の零細事業者や個人事業主の資金供給に対して一定の役割を果たしていること、福祉やまちづくりなど地域の活動を支援する事業の融資に取り組んでいることから、公社の経営基盤を維持しながら、計画的に償還を受けることとして、府市協調して公社とも協議を重ね、本契約の締結に至ったものです。今後この契約に基づき、返済を受けていく予定です。なお、大阪府も、完済年度など同一内容の契約を締結しています。説明は以上です。

篠原経済局商業立地担当課長：経済局産業振興部商業立地担当課長の篠原です。部落解放消費生活協同組合に対する貸付金について説明いたします。

部落解放消費生活協同組合は、同和地区住民の消費生活の向上と安定を図り文化的経済的条件の改善、強化に資する目的で結成されたものです。

生協に対する貸付金については、生協の設立・事業開始に伴う事業資金として昭和 48 年に貸付を行い、当初は貸付から 3 年後の昭和 51 年に返還を受ける予定でしたが、生協の経営難や経営環境変化などの理由から、償還期限延長の申し出があり、期限の延長と合わせて、返還に向けた指導を継続してきました。平成 17 年度には、返済計画を明記した確認書を生協と締結し、現在、計画的に返済を受けています。

貸付金の償還状況ですが、確認書に基づき平成 17 年度から現在までに累計 665 万円の返済を受けており、今年度の返済予定分を合わせて、今年度末時点の残高は 505 万円となる見込みとなっています。

今後とも、確認書に基づき、平成 27 年度の貸付金完済に向けて、計画的に返済を求めてまいりたいと考えています。説明は以上です。

藪本健康福祉局生活福祉部長：健康福祉局生活福祉部長の藪本です。同和更生生業資金貸付金について説明いたします。

同和更生生業資金貸付金は、地域住民に資金を貸付けることで事業の安定と生活の向上を図ることを目的として、昭和 36 年に大阪府で創設され、昭和 39 年からは各市町に資金の無利子貸付を行い、大阪府 2、各市町 1 の割合による原資によって、各市町において基金を設立し、事業を実施してきました。

本市では、平成 5 年度末に事業を廃止し、平成 12 年度末までに本市へ償還された運用済み額の 3 分の 2 にあたる額を平成 13 年度に大阪府へ返還しました。以降も毎年、貸付者から償還された翌年度にとりまとめて、大阪府分を返還してきたところ です。

これまで、債権管理簿の整備等による適正な債権管理や全債権者の現住地調査を実施するとともに、居所判明者には納付催告を行う等、債権回収に取り組んでい ます。貸付事業実施時の貸付総額は約 17 億 2,000 万円でしたが、平成 24 年 2 月末時 点における貸付残高は約 5,000 万円となっています。

事業の廃止から長期間経過しているため、居所不明者や死亡者が年々、増加して いるのが現状ですが、回収が困難な債権については、大阪府と連携しながら適正に 債権処理しますとともに、居所判明者については、引き続き厳正な債権回収に努め てまいりたいと考えています。

阪井座長：以上の説明について、何かございますか。

松下委員：全体的な感想と意見を申し上げたいと思います。

一連の問題を契機に平成 18 年から見直しが始まりましたが、これまで多岐にわた って見直しを行い、平成 22 年 3 月に完了しました。今回報告を受けたように、継続 した問題についても、地道に取り組んでいることがよくわかりました。今後も難し い問題がまだまだあると思いますが、関係局の自発的な一層の取り組みをしていた だきたいと思います。

もう一点は、様々な見直しの課題については、この会議でも報告を受け、また、 委員からも意見がありましたが、やはり最初の問題、大阪市としてもいろいろ苦労 があったと思いますが、今後は、二度と同じような問題を起こさないよう、これま での取り組みを踏まえての教訓を残していただきたいということをお願いしておき たいと思います。

阪井座長：まとめの意見いただきましたけれども、ほかにございませんか。

小野委員：先ほどの土地の問題では、プロジェクトチームや、委員会で統括していかれる との話でしたが、これらの債権回収の関係は、どこかの部局で統括していかれるこ とになるのですか。

飯田市民局人権室長：市の債権について、どこが統括してやっているか、ということだと思いますが、まず全体的な話を申し上げます。大阪市には様々な債権があります。例えば、税の滞納とか、国民健康保険料の滞納とか、これらについては、一定の条件に該当するものについては、財政局を中心に債権回収特別チームが組まれており、各局の債権をその部門で引継ぎを受けて取り扱っています。ただし、ここで取り扱っているのは、とくに高額な滞納とか、一定の要件の債権についてです。この見直し監理会議で議論いただいているような非常に小額な債権とか、経過があるものは、難しいと思います。これらについては、それぞれの所管局が責任をもって回収を図っていくことになります。

小野委員：先ほど松下委員から、今後二度とこういうことは起こってはならないという指摘もありましたが、今までは、この会議で定期的に洗い出しをして、その結果をホームページで公開して透明化を図ってきましたが、この会議が今年度で終了した後も、やはり透明性をどこかで担保しておいたほうがいいのではないかと思います。それから、こういう課題の処理を、最後までどういう形で終結するのかということは、それなりに重要性があると思います。今後再発防止の観点からも、何らかの透明性の確保が必要だと思いますので、少し考えていただきたいと思います。

阪井座長：総括的な意見ですが、どなたか。

村上市民局理事：市民局理事の村上です。

今後ともやはり、徹底した情報公開による透明性の確保が重要だと思います。それぞれの部署で個別に取り組み、取り組み状況の公表も大事ですが、やはり、この問題についての最終的な整理の目途がつくまで、全体の進捗状況を市民の方にわかりやすい形で定期的に公表していくことが大事だと思いますので、市民局で、全体の進捗の管理をしながら、今後とも市民にきちんと情報公開をしながら、透明性の確保を図ってまいりたいと思っています。

阪井座長：よろしくお願いします。次に、資料5について説明いただけますか。

田井中市民局管理担当課長：資料5は、一昨年3月の第8回委員会において見直しを完了し、その内容について、委員の了解いただき公表しました「地対財特法期限後の事業等の見直しの結果」の一覧表です。その後の取り組みにより、この2月末時点で、件数等に変動のあるものについて、参考に記入しているものです。裏面は全ての対象事業の一覧です。説明は以上です。

阪井座長：全般的なことで意見がございましたら、いかがですか。

細見委員：全体的なことですが、平成18年から見直しが始まりましたが、始めは本当に全

ての事業を見直していくことが簡単にできるのかと思っていましたが、簡単なものもあれば、いろいろ難しいものもあり、今回の結果になったと思います。私自身は、事業の見直しを行わないといけないと思ったのは、やはり同和問題は時代に合わせた形で質的にも変わっていくし、解決へのアプローチの仕方も変わっていくことを、自分自身に言い聞かせながら、いろんな事業を見直してきました。みなさん方も同じだと思います。これまで果敢な取り組みを、粘り強い取り組みをやっていただいたことを、行政のひとつの経験としてぜひ残していただきたいし、後世にも伝えていただきたい。皆さん方のキャリアのひとつとして誇れるものだと思います。また、トップを中心に、いろんな課題を忌憚なく話し合い、そして透明なルールなり方針をたてたことが、この見直し作業の結果に繋がったと思います。

もう一つは、東日本大震災を経験しまして、やはり、まちづくりの中身も大きく変化していかないといけない時代だと思います。少子高齢化であるとか、防災であるとか環境とか、そういう新しい課題があって、そのなかで、どのようにまちづくりをするのかということが行政の一番大きな問題になってくると思います。有機的なまちをつくらないといけない、そのまちに住んで楽しい、皆が住んで良かったと思うまちづくりは、行政だけではできないわけで、やっぱり、住民はもちろん、NPOや大学、研究者であるとか、多彩な人々の知恵を出して有機的なまちをつくっていくことが求められる、そこに行政が優秀なコーディネーターとして参画していくことが、これから求められるのではないかと、ぜひそのようにお願いしたい。

それと、ネット社会の到来も大きな変化です。この「地対法」の趣旨は、地域をどのように活性化していくか、どのようにして地域に力をつけていくか、というようなことで法律が展開された。しかし、その法律がなくなったが、私たちはあまりにも、地域にこだわりすぎて、その地域の実態を見ていなかったのではないかなという気がします。そういう意味では、ネット社会の中で、地域というアナログのところで関わっている問題とネット社会での問題となると、皆さん方の持っている情報は、あっという間に、予想を超えた広がりをしたり、悪意を持って広がったり、様々な現代的な課題が出てきます。そういうネット社会で人権上の配慮をする防護壁になるのは究極のところでは、皆さん方の気持ち、心だと思います。人権問題でこれ以上の後戻りをさせない、新しい世代にそういう問題を二度と体験させないためには、ネット社会において、どのように保護していくのか、それは皆さん方の真摯な思いだと思います。いろんな情報が集約されればされるほど、それに関わる人が多ければ多いほど、気持ちをしっかりと持たないと防護壁になりえないのではないのでしょうか。

阪井座長：それでは、次の議題、「その他」について、事務局よりお願いします。

九星市民局総務課長：事務局からご提案させていただきますが、冒頭に市民局長から申し上げました本「監理会議」の終了についてです。

本「監理会議」は平成 18 年 11 月に設置され、平成 21 年度末で見直しが完了しま

したが、継続して取り組むべき課題の進捗管理をいただくため、その任期为2年間延長いたしました。

本日もご論議いただきましたように、継続して取り組んでいる項目については、見直しの方策に沿って着実に進捗をはかっているところです。また、今後の方向性についても確認いただき、今後とも各所管において着実に取り組んでいくこととしており、これまでの、「見直し監理会議」により進捗状況をチェックいただくシステムから、本市関係局による自律的な進捗管理に移行してまいりたいと考えています。

ついては、本日の「第10回地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」を最後にしまして、この3月末をもって「見直し監理会議」を終了させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

阪井座長：今のご提案で異論はないと思いますが、松下さん、細見さん、小野さんもよろしいですか。

最初の「大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」が平成18年6月19日に第1回が始まって以降、5年余りになります。この会議も本日をもって最後となります。また、債権回収など、相当時間がかかる案件もありますが、「見直し方針」に基づき関係各局において、適切かつ計画的な取り組みに努めていただきますよう、お願い申し上げまして本日の会議を終了いたします。

村上市民局理事：ありがとうございました。

ただ今、本「見直し監理会議」の終了についてご確認いただきました。

委員の皆様方には、平成18年の「調査・監理委員会」から引き続き「見直し監理委員会」委員の仕事をお願いし、また、平成22年度からさらに2年間の延長という、非常に長い期間にわたりご尽力を頂き貴重なご意見を賜ってきましたことに、あらためてお礼を申し上げます。

今後は、これまでいただきましたご意見を踏まえ、引き続き課題について、本市としまして常にチェックを行いながら、その進捗状況については随時市民に公表するなど、適切な監理に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

九星市民局総務課長：以上で、「第10回見直し監理会議」を終わります。